

横浜市立鶴見小学校 P T A 役員等選出内規	修正案	修正説明
<p>第 1 条 目的 横浜市立鶴見小学校 P T A 規約第 8 条（役員）および第 13 条（各種委員）に基づき、役員または各種委員（校内委員、広報委員、校外委員、役員等推薦委員、会計監査委員）（以下、「役員等」という。）の選出の方法等について以下のとおり定める。 但し、役員等の選出は本人の意思と規約・内規にもとづいて選出を行う。</p> <p>第 2 条 P T A 活動における保護者の役割 (1)保護者は、役員等を児童一人につき 1 回は行うこととする。但し、複数回の役員等を担うことは妨げない。 (2)保護者は、立候補又は役員等推薦委員からの推薦にて役員等の候補者（以下、「役員等候補者」という。）となる。</p> <p>第 3 条 役員等選出の範囲 役員等の選出の範囲は以下のとおりとし、毎年 9 月の実行委員会にて人数等を決定する。</p> <p>(1)役員 ①会長 1 名（保護者） ②副会長（保護者） ③書記（保護者、教職員 1 名） ④会計（保護者、教職員 1 名）</p> <p>(2)各種委員 ①校内委員 ②広報委員 ③校外委員 ④役員等推薦委員 ⑤会計監査委員</p> <p>(3)役員が辞退する場合について 3 月末までに役員が辞退する場合は、改めて選出する。</p> <p>(4)役員等推薦委員会の委員は役員等候補者になることはできない。</p>	<p>第 1 条 目的 （追加修正無し）</p> <p>第 2 条 P T A 活動における保護者の役割 （追加修正無し）</p> <p>第 3 条 役員等選出の範囲 （追加修正無し）</p>	<p><参考> 令和 3 年度末総会にて「より多くの方々に役員会、委員会に関わっていただけますように、会長をのぞき、<u>任期制にすることを提案いたします。</u>推薦委員会でもご意見いたしました。」とのご意見が有り。 →令和 4 年 2 月 27 日付け臨時実行委員会にて討議。 <u>現状の P T A 規約第 6 条には「任期は 1 年とし再任は妨げない」と導入されている。現状で任期制になっているのではないか。また 1 年ごとに役員・委員は立候補を募りその上で役推が新規の方を中心に選出している</u>ので、より多くの方々が役員会、委員会に関わる流れにはなっている。よって現状の規約のままで、鶴見小の P T A としては支障等が出ていないので、<u>現状のままの規約・選出方法とする。</u> ※会計監査委員については該当？最低年一回の実務を行う労力とそれ以外の役員等の労力を比較した際に客観的に判断して児童一人につき 1 回は該当しないと思われる。</p>

横浜市立鶴見小学校 P T A 役員等選出内規	修正案	修正説明
<p>第4条 役員等推薦委員会について 役員等推薦委員会は、役員等の選出に関して別途規定される「鶴見小学校 P T A 台帳細則」に基づき行う。</p> <p>(1)役員等推薦委員会は以下の事項を行う。</p> <p>①会長の候補者を推薦する。</p> <p>②各学年毎に会長以外の役員等候補者をあげ、役員のみ公示する。</p> <p>③役員等候補者の選出は、予め本人の承諾を得ておかなければならない。</p> <p>(2)役員等候補者の選出は、役員等推薦委員にて行うが、すべての役員等候補者の選出については、学校側と協力して行う。</p> <p>(3)役員等候補者の選出方法について</p> <p>①選出におけるアンケートの実施について 次年度の役員等候補者を選出する為、「アンケート」を行う。</p> <p>②アンケートへの記載内容</p> <p>ア. 役員等をやる</p> <p>イ. 役員等をやる人がいなければやる</p> <p>ウ. 配慮対象である</p> <p>エ. 役員等をやりたくない</p> <p>オ. その他</p> <p>③役員について 会長以外の役員の役職（副会長・書記・会計）は、役員の中で協議・決定する。</p> <p>④正・副委員長の選出について</p> <p>1. 各種委員会の正・副委員長の選出については、2月頃に決定する。</p> <p>2. 正・副委員長の選出について以下の順番で行うこととし、役員が立会いを行い公平性と透明性を確保することとする。</p> <p>a. 立候補</p> <p>b. 他者からの推薦</p> <p>c. くじ引き</p>	<p>第4条 役員等推薦委員会について 役員等推薦委員会は、役員等の選出に関して別途規定される「鶴見小学校 P T A 台帳細則」に基づき行う。</p> <p>(1)～(2) (追加修正無し)</p> <p>(3)役員等候補者の選出方法について</p> <p>①選出におけるアンケートの実施について 次年度の役員等候補者を選出する為、「アンケート」を行う。</p> <p>②アンケートへの記載内容</p> <p>ア. 役員等をやる</p> <p>イ. 役員等をやってもいい</p> <p>ウ. 役員等をやる人がいなければやる</p> <p>エ. 役員等をやるのはむしろかしい</p> <p>オ. 配慮対象</p> <p>③～⑤ (追加修正無し)</p>	<p>アンケートに関して 6月10日付け実行委員会にて討議、「役員等をやりたくない」という表現を「役員等ができない」に修正と決定したが、9月に役員等推薦委員会内にて「役員等ができない」という表現が「役員等をやりたくない」という表現と同じ言い回しではないかという事で「役員等をやるのはむしろかしい」という表現に変更した。またこの表現により「むしろかしい」を選択した人にも「やるとしたらどの委員が出来る」という選択式で意欲の度合いを図れるようにすることも含まれている（詳細のやり取りでは9月19日付け実行委員会 Lineを参照願います。）。</p> <p>こうした事から6月10日付けの実行委員会で討議した内容より変更しております。</p>

横浜市立鶴見小学校PTA役員等選出内規	修正案	修正説明
<p>・くじ引きは、本人が行う。 ・本人が参加できない場合は、各種委員会の正・副委員長が代理で行う。</p> <p>⑤スケジュール</p> <p>9月頃： 会長立候補公募の実施</p> <p>10月頃： 役員等の選出アンケートの実施</p> <p>12月頃： 役員等の内定</p> <p>2月～3月： 年度末総会にて役員等の決定</p> <p>5月頃： 年度始め総会にて各種委員名簿の開示及び決定</p> <p>(4)役員等の任期について 役員等の任期は4月1日～翌年3月31日迄とする。</p> <p>第5条 役員等の選出における配慮について 以下の項目に該当する方は役員等の選出について配慮する。但し、対象者であっても、本人の意思を尊重し、役員等を担うことができる。</p> <p>(1)役員経験者</p> <p>(2)各種委員会委員長経験者</p> <p>(3)各種委員会副委員長 2回経験者</p> <p>(4)自宅に要介護者を持つ世帯</p> <p>(5)各地区子供会会長経験者、次期会長</p> <p>(6)各地区子供会連合会長経験者、次期会長</p> <p>(7)病気、体調等の理由</p> <p>(8)転勤による理由</p> <p>第6条 選挙管理委員会について</p> <p>(1)選挙管理委員会は、会長の立候補者が複数名出た場合、実行委員会より5名選出し、選挙管理委員会を発足する。</p> <p>(2)選挙管理委員会は、会長の立候補者が複数名出た場合、年内に選挙を行うための実務を行う。</p> <p>(3)選挙管理委員会が主催する選挙の実務は、選挙管理委員会の中で決定する。</p> <p>第7条 鶴見小学校PTA台帳について</p>	<p>(4)役員等の任期について 役員等の任期は4月1日～翌年3月31日迄とする。 <u>但し、会計および会計監査委員は、該当年度のPTA会費決算報告書の総会承認までとする。</u></p> <p>第5条 役員等の選出における配慮について 以下の項目に該当する方は役員等の選出について配慮する。但し、対象者であっても、本人の意思を尊重し、役員等を担うことができる。</p> <p>(1)役員経験者</p> <p>(2)各種委員会委員長経験者</p> <p>(3)各種委員会副委員長 2回経験者</p> <p>(4)自宅に要介護者を持つ世帯</p> <p>(5)各地区子供会会長経験者、次期会長<u>および次期役員</u></p> <p>(6)各地区子供会連合会長経験者、次期会長</p> <p>(7)病気、体調等の理由</p> <p>(8)転勤による理由</p> <p>第6条 選挙管理委員会について (追加修正無し)</p> <p>第7条 鶴見小学校PTA台帳について (追加修正無し)</p>	<p>6月10日付け実行委員会にて討議、任期を翌年度の年度初め総会での決算報告書承認までと修正した。</p> <p>令和4年度年始め総会にて提案がありました。理由は以下の通りです。 改正案「(5)各地区子ども会会長経験者、次期会長および次期役員」 現行の内規第5条(5)は子ども会会長の重責を鑑みて、その負担軽減を図るために制定されたものと推察しますが、<u>会長以外の子ども会役員も相応の労力と時間を地域活動に費やしております。子ども会役員負担軽減のため、次期役員も配慮の対象として加えることを提案いたします。</u></p>

横浜市立鶴見小学校PTA役員等選出内規	修正案	修正説明
<p>(1)役員等の経験を把握するために、「鶴見小学校PTA台帳」を作成し、運用する。</p> <p>(2)台帳をもちいて役員等の選出を円滑に行う。</p> <p>(3)詳細は、別途「鶴見小学校PTA台帳細則」に定める。</p> <p>第8条 改正 本「鶴見小学校PTA役員等選出内規」は、実行委員会において改正する。</p> <p>この内規は、令和3年7月15日より実施する。</p> <p>(別表1) 役員等人数一覧表</p>	<p>第8条 改正 (追加修正無し)</p> <p>この内規は、令和4年10月3日より実施する。</p> <p>(別表1) 役員等人数一覧表</p>	<p>。</p>

